

令和5年度版 清掃事業概要

[令和4年度実績]

室蘭市生活環境部環境課

も く じ

1. 施設位置図	1
2. 施設概要	2
3. 家庭系ごみ等の収集体制	5
4. ごみ処理フロー	7
5. 家庭系・事業系別ごみ排出状況	8
6. ごみ量の推移	9
7. ごみ処理等経費	10
8. リサイクル推進事業	11
9. 動物死骸・乾電池処理、不法投棄の状況	14
10. し尿及び浄化槽汚泥処理実績等	15
11. 部門別原価計算表	16
12. 広報・普及活動	19
13. 事務分担	20
(附録) 清掃事業の歴史	21



室 蘭 市 民 憲 章



わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。

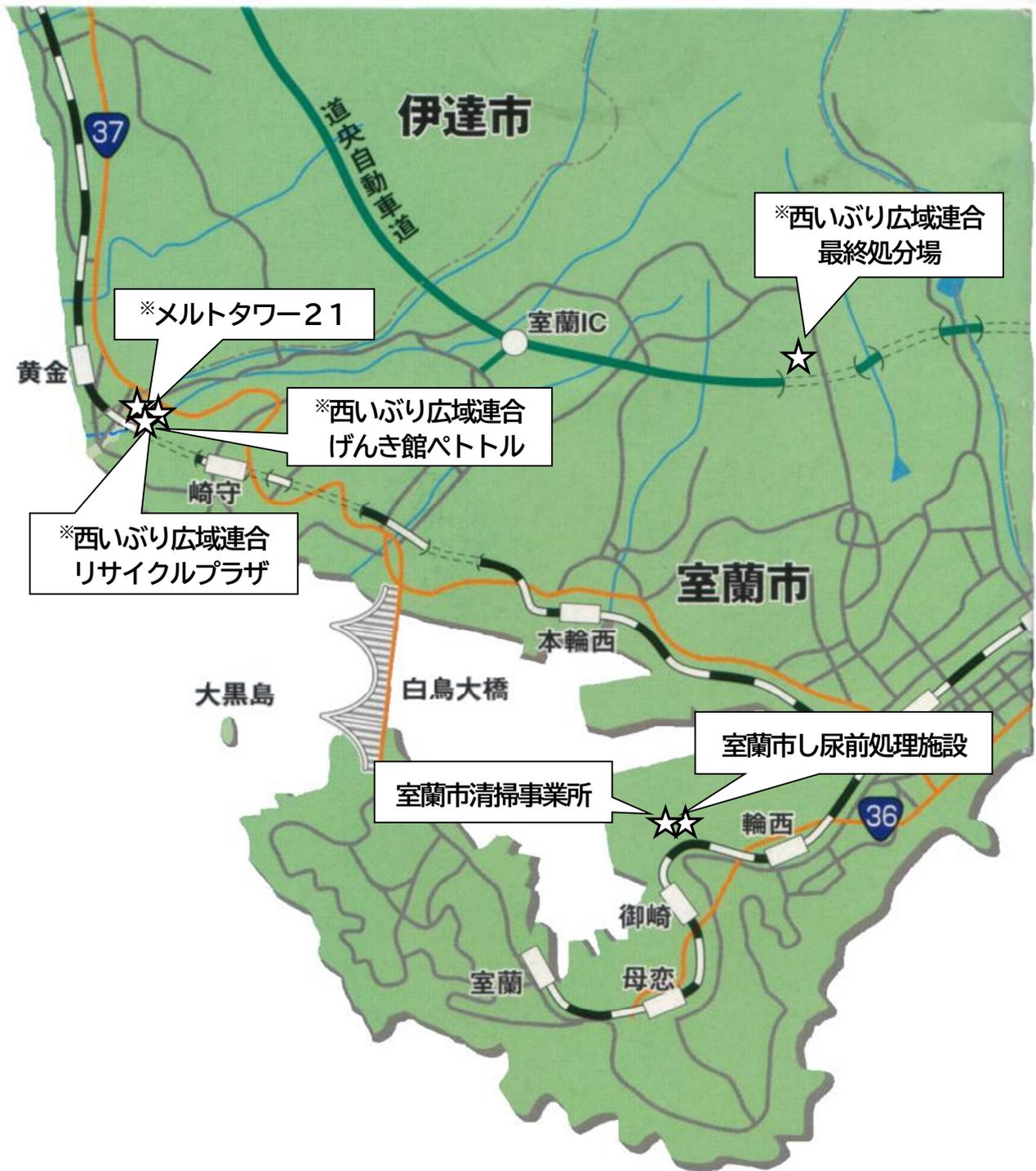
わたしたちは、このまちを愛し、市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに、市民憲章を定めます。

- 1 健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。
- 1 老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、緑豊かなまちをつくります。
- 1 のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくります。
- 1 きまわりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくります。



(昭和47年8月1日制定)

1. 施設位置図



※西いぶり広域連合による管理・運営施設

2. 施設概要

(1) 室蘭市清掃事業所

所在地	室蘭市御崎町1丁目75-7
竣工	平成3年2月
建設費	307,352千円
敷地面積	5,527㎡
建物面積	事務所 830㎡ (1階 452㎡、2階 378㎡) 車庫 684㎡
建物の構造	事務所 鉄骨造2階建 車庫 鉄骨造



(2) 室蘭市し尿前処理施設

所在地	室蘭市御崎町1丁目75-7
着工	平成16年7月
竣工	平成18年1月
建設費	530,397千円
処理開始	平成18年2月1日
建築面積	247㎡
建物の構造	鉄筋コンクリート造、地上2階・地下1階
処理能力	33kℓ/日
運転体制	民間委託



(3) (参考) 西いぶり広域連合ごみ処理施設等

ア 西胆振地域廃棄物広域処理施設 (メルトタワー21)

所在地	室蘭市石川町22-2
着工 / 竣工	平成13年1月 / 平成15年3月
委託期間	平成15年4月1日 ~ 令和3年7月31日、令和3年8月1日 ~ 令和4年3月31日、 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
事業費	14,288,748千円
面積	敷地面積 25,040㎡、延床面積 11,735㎡
建物の構造	鉄骨造5階建・1部鉄筋コンクリート
処理方法	ごみ焼却施設 : キルン式熱分解・燃焼熔融方式 不燃・粗大ごみ処理施設 : 二軸せん断式破碎+回転式破碎
処理能力	ごみ燃焼設備 : 210t/日 (=105t/24時間×2炉) 不燃・粗大ごみ処理設備 : 47.5t/5時間
事業方式	公設民営
受付時間	8:30 ~ 17:00 (可燃ごみ:通年、不燃・粗大ごみ:月~土曜日) ※年末年始時間変更有



メルトタワー21



西いぶり広域連合最終処分場

イ 西いぶり広域連合最終処分場 (平成15年4月1日 室蘭市から承継)

所在地	室蘭市神代町23、124、125、126-1、127-1
埋立開始	平成6年11月1日
面積	総面積 140,892㎡、埋立面積 78,000㎡
総事業費	1,630,000千円
全体容積	1,300,000㎡
埋立残容量	958,411㎡ (令和5年3月末現在)
埋立方式	層状埋立
土地所有	西いぶり広域連合所有地及び民有地
浸出水処理設備	処理方式 : 回転円板+凝集沈殿+滅菌処理、処理能力 : 100m ³ /日

ウ 西いぶり広域連合リサイクルプラザ

所在地	室蘭市石川町22-2	
着工 / 竣工	平成14年8月 / 平成15年11月	
使用開始	平成15年12月1日	
事業費	894,600千円	
面積	敷地面積 2,432㎡、延床面積 3,033㎡	
建築規模	工場エリア(1,888㎡)、プラザエリア(1,144㎡)	
建物の構造	鉄骨造2階建	
管理体制	指定管理者による運営管理	
工	処理能力	資源ごみ12.4t/日(空き缶3.5t/日、ガラスびん5.5t/日、ペットボトル3.4t/日) 危険ごみ100本/15分
	処理対象物	資源ごみ(空き缶、ガラスびん、ペットボトル)、危険ごみ(ガス缶、ライター)
場	処理方法	空き缶:機械選別+圧縮成型、ガラスびん:手選別、ペットボトル:手選別+圧縮梱包 危険ごみ:真空二軸二段刃破碎方式
	受付時間	火~土曜日 8:30~17:00 (年末年始を除く)
プ ラ ザ	工房	牛乳パックを利用して作る紙すき講座、 食用廃油の石鹼作りなど不用品を利用した作品作り
	クラフト室	ガラスびん、グラスを利用したガラス細工などの体験
	情報コーナー	環境学習システム、ゲームを通じてのごみ分別・リサイクルの学習など
	開館時間	木~火曜日 10:00~17:00 (年末年始を除く) ※水曜日が休館日

エ 西いぶり広域連合げんき館ペトトル (余熱利用施設)

所在地	室蘭市石川町20-3	
着工 / 竣工	平成14年8月 / 平成15年10月	
使用開始	平成15年12月1日	
事業費	1,287,699千円	
面積	敷地面積 37,252㎡、延床面積 3,305㎡	
建物の構造	鉄骨造2階建	
管理体制	指定管理者による運営管理	
開館時間	13:00~20:00(専用利用は10:00から可、施設利用は19:45まで) ※休館日:水曜日、年末年始、定期整備期間(別途掲示)	
利 用 施 設	温水プール	25mプール(4コース)、幼児用プール(15㎡)、クアプール(39㎡)
	体育館	多目的アリーナ(521㎡):バレーコート1面(バドミントン等兼用3面) ランニングコース(100㎡):全長88m 幅1.2m
	トレーニング室	面積56㎡:エアロバイク3台外トレーニング機器
	スポーツ研修室	面積70㎡:運動及び健康に係る研修・講義用として利用
	健康情報室	面積72㎡:健康管理に係る情報収集及び健康相談の場として利用
	多目的室	面積70㎡(和室):西胆振地域住民の交流・憩いの場として利用

3. 家庭系ごみ等の収集体制

<令和5年度>

(1)収集方法：地区別、曜日別ステーション方式により指定ごみ袋で収集(民間委託)

(2)収集区分及び頻度等

収集区分	手数料	頻度	備考
燃やせるごみ	3円/ℓ	週2回	50cm以内のものに限定
燃やせないごみ	3円/ℓ	月1回	200cm以内の大型ごみ含む
資源物	無料	隔週	びん・缶・ペットボトル
紙パック	無料	月1回	燃やせないごみの日に収集
水銀使用製品	無料	月1回	燃やせないごみの日に収集
危険ごみ	無料	月1回	スプレー缶類・ライター類・電池類

(3)地区別、曜日別収集カレンダー

燃やせるごみ	
月曜日、木曜日	火曜日、金曜日
絵鞆町、祝津町、港南町、増市町、小橋内町、築地町、緑町、西小路町、沢町、幕西町、海岸町、中央町、常盤町、清水町、幸町、本町、柴町、舟見町、山手町、入江町、新富町、母恋北町、母恋南町、御前水町、御崎町、大沢町、輪西町、みゆき町、東町、寿町、日の出町、中島町、中島本町	知利別町、宮の森町、八丁平、高砂町、水元町、天神町、高平町、本輪西町、港北町、柏木町、幌萌町、陣屋町、神代町、香川町、白鳥台、崎守町、石川町

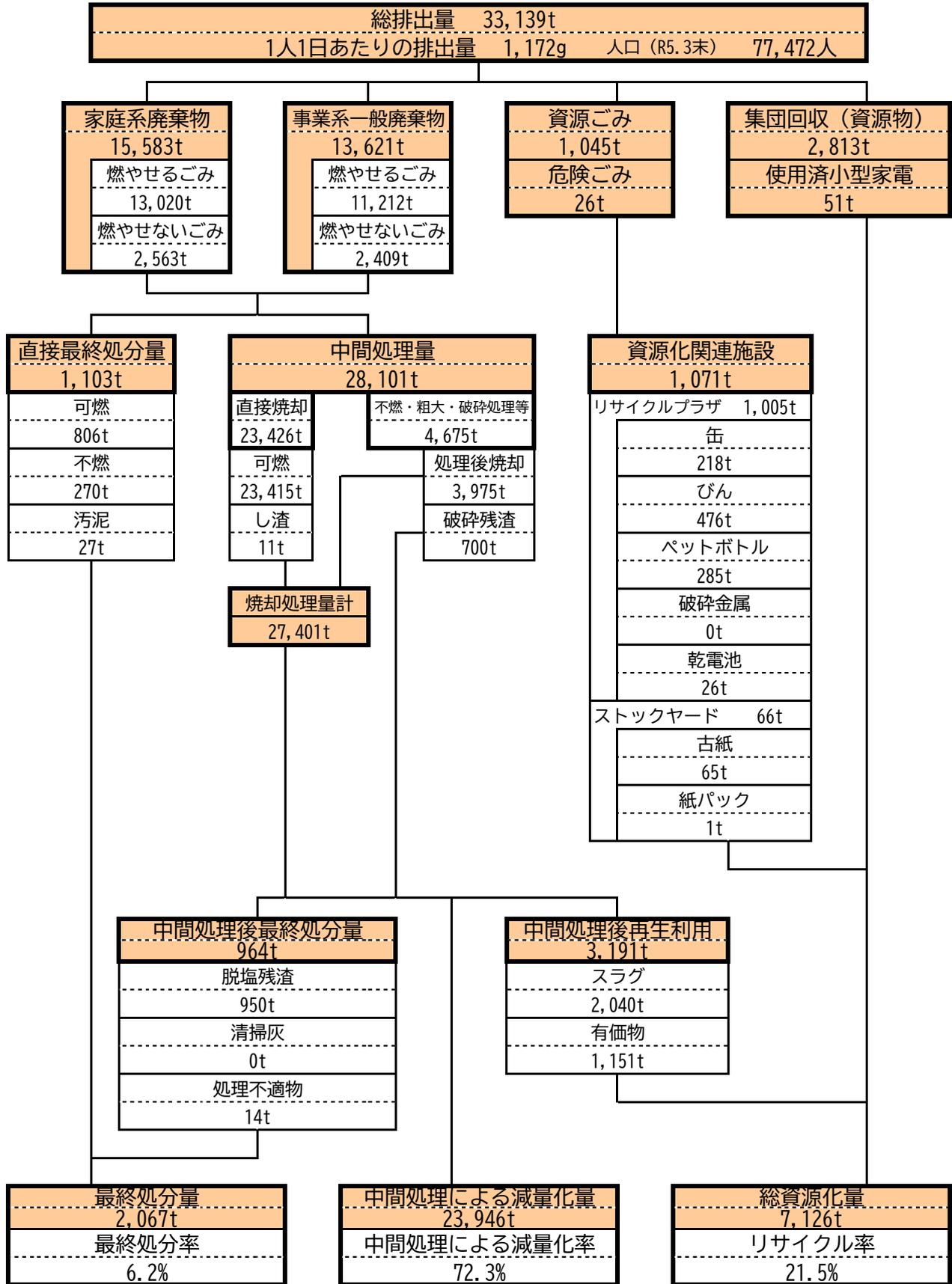
燃やせないごみ、紙パック、水銀使用製品	
収集地区	収集日
絵鞆町、祝津町、港南町、増市町、小橋内町、築地町、緑町、西小路町、沢町、幕西町、海岸町、中央町、常盤町、清水町、幸町、本町、柴町、舟見町、山手町、入江町、新富町、母恋北町、母恋南町、御前水町、御崎町、大沢町、輪西町、みゆき町	1回目の水曜日
東町、寿町、日の出町、中島町、中島本町、知利別町、八丁平、高平町、港北町、柏木町	2回目の水曜日
宮の森町、高砂町、水元町、天神町、本輪西町、幌萌町、陣屋町、神代町、香川町、白鳥台、崎守町、石川町	3回目の水曜日

資源物、危険ごみ	
収 集 地 区	収 集 日
絵鞆町、祝津町、港南町、増市町、小橋内町、築地町、緑町、西小路町、沢町、幕西町	火曜日 (隔週)
中島町、知利別町、高平町、港北町	
寿町、日の出町、中島本町、宮の森町、天神町	水曜日 (隔週)
海岸町、中央町、常盤町、清水町、幸町、本町、栄町、舟見町、山手町、入江町、新富町、母恋北町、母恋南町	
幌萌町、陣屋町、神代町、香川町、白鳥台、崎守町、石川町	木曜日 (隔週)
八丁平、本輪西町、柏木町	
御前水町、御崎町、大沢町、輪西町、みゆき町、東町	金曜日 (隔週)
高砂町、水元町	

※危険ごみは毎月最初の収集日に収集

4. ごみ処理フロー

<令和4年度>



5. 家庭系・事業系別ごみ排出状況

<令和4年度>

(単位：t)

区 分	家 庭 系			事 業 系			可燃物	不燃物	合 計		
	可燃物	不燃物	小計	可燃物	不燃物	小計					
焼却施設	市 収 集	0	0	0	1	1	2	1	1	2	
	委 託 収 集	12,326	1,107	13,433	6	4	10	12,332	1,111	13,443	
	許 可 業 者				9,611	1,344	10,955	9,611	1,344	10,955	
	小 計	12,326	1,107	13,433	9,618	1,349	10,967	21,944	2,456	24,400	
	自 己 搬 入	一 般 事 業 者				796	836	1,632	796	836	1,632
		家 庭	686	1,383	2,069				686	1,383	2,069
		小 計	686	1,383	2,069	796	836	1,632	1,482	2,219	3,701
	計	13,012	2,490	15,502	10,414	2,185	12,599	23,426	4,675	28,101	
埋立施設	市 収 集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	委 託 収 集	0	2	2	85	29	114	85	31	116	
	許 可 業 者				435	29	464	435	29	464	
	小 計	0	2	2	520	58	578	520	60	580	
	自 己 搬 入	一 般 事 業 者				278	166	444	278	166	444
		家 庭	8	71	79				8	71	79
		小 計	8	71	79	278	166	444	286	237	523
	計	8	73	81	798	224	1,022	806	297	1,103	
合 計	市 収 集	0	0	0	1	1	2	1	1	2	
	委 託 収 集	12,326	1,109	13,435	91	33	124	12,417	1,142	13,559	
	許 可 業 者				10,046	1,373	11,419	10,046	1,373	11,419	
	小 計	12,326	1,109	13,435	10,138	1,407	11,545	22,464	2,516	24,980	
	自 己 搬 入	一 般 事 業 者				1,074	1,002	2,076	1,074	1,002	2,076
		家 庭	694	1,454	2,148				694	1,454	2,148
		小 計	694	1,454	2,148	1,074	1,002	2,076	1,768	2,456	4,224
	総 合 計	13,020	2,563	15,583	11,212	2,409	13,621	24,232	4,972	29,204	

※市で収集した事業系ごみには、緊急で収集した不法投棄等を含む。

6. ごみ量の推移

(1) 家庭系ごみ

区 分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
計画収集区域人口 (人)		83,534	82,167	80,762	79,090	77,472
計画収集区域世帯 (世帯)		45,556	45,208	44,878	44,280	43,803
収集量 (t)	市 収 集	0	0	0	0	0
	委託収集	14,327	14,123	14,173	13,892	13,435
	自己搬入	1,750	1,824	2,057	2,187	2,148
	計	16,077	15,947	16,230	16,079	15,583

(2) 家庭系・事業系 (可燃、不燃) ごみ

(単位: t)

区 分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
家庭系	可 燃 物	13,504	13,434	13,506	13,302	13,020
	不 燃 物	2,573	2,513	2,724	2,777	2,563
事業系	可 燃 物	12,919	12,504	12,063	11,706	11,212
	不 燃 物	2,717	4,101	2,436	2,490	2,409
計		31,713	32,552	30,729	30,275	29,204

(参考: し尿前処理施設等)

(単位: t)

区 分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
公共分	残渣・污泥・し渣	1,130	1,068	1,008	977	988

(3) 家庭系ごみ 1人当たり年間の排出量

(単位: kg/人)

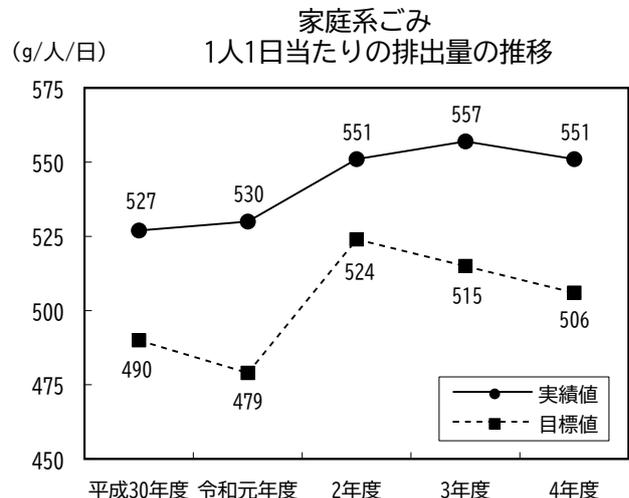
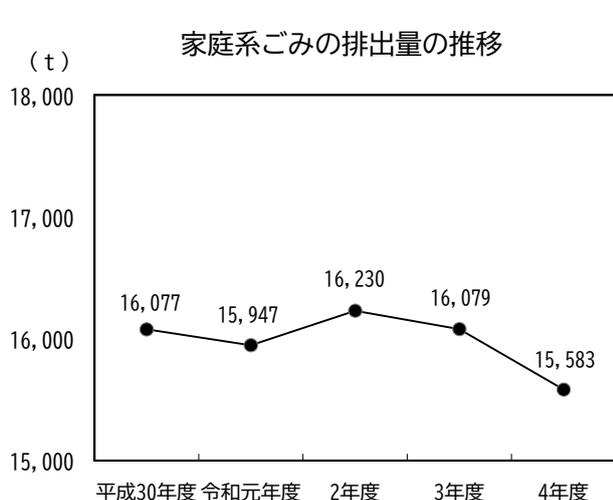
区 分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
1人平均排出量 (年間)	192	194	201	203	201

(4) 家庭系ごみ 1人1日当たりの排出量

(単位: g/人/日) g/人/日)

区 分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
1人平均排出量 (1日)	527	530	551	557	551
一般廃棄物処理基本計画目標値	490	479	524	515	506

※令和2年度以降の目標値は、一般廃棄物処理基本計画の中間見直し (R3.3) により推計した新たな目標値



7. ごみ処理等経費

(1) ごみ処理経費及び単価

単価は1t当たり

区分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
収集	直営	経費(千円)	4,138	4,434	3,106	4,414	4,686
		単価(円)	217,789	369,500	1,035,333	1,103,500	2,343,000
	委託	経費(千円)	180,301	180,212	180,278	181,245	180,809
		単価(円)	12,512	12,679	12,641	12,956	13,335
処分	中間処理	経費(千円)	659,912	618,658	811,137	978,694	1,001,014
		単価(円)	21,884	20,648	27,578	33,689	35,622
	埋立処分	経費(千円)	30,307	31,828	30,930	29,885	33,089
		単価(円)	19,453	12,289	23,485	24,416	29,999

※中間処理経費には運転保守管理補填措置を含む

(2) 原単位当たりのごみ処理経費

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
人口(人)	83,534	82,167	80,762	79,090	77,472
世帯数(世帯)	45,556	45,208	44,878	44,280	43,803
ごみ量(t)	31,713	32,552	30,729	30,275	29,204
ごみ処理総経費(千円)	835,132	1,025,451	1,194,238	1,194,238	1,219,598
1人当たり(円)	9,998	12,480	14,787	15,100	15,742
1世帯当たり(円)	18,332	22,683	26,611	26,970	27,843
1t当たり(円)	26,334	31,502	38,864	39,446	41,761

(3) 指定ごみ袋等交付枚数及び取扱店舗数

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
指定ごみ袋(枚)	40ℓ	808,892	834,337	867,424	838,667	630,075
	30ℓ	1,184,457	1,191,879	1,198,115	1,146,642	1,009,522
	20ℓ	1,082,749	1,100,307	1,117,087	1,036,449	974,568
	10ℓ	588,514	605,946	603,259	527,037	472,163
差額券(枚)	40円					92,422
	30円					122,947
	20円					163,541
	10円					165,876
ごみ処理券(枚)	40,077	39,967	44,498	42,590	34,092	
ごみ処理手数料調定額	197,271千円	200,786千円	205,149千円	194,705千円	259,602千円	
指定ごみ袋等取扱店舗数	115店舗	112店舗	105店舗	104店舗	101店舗	
1世帯あたりの負担額(年額)	4,330円	4,441円	4,571円	4,397円	5,927円	

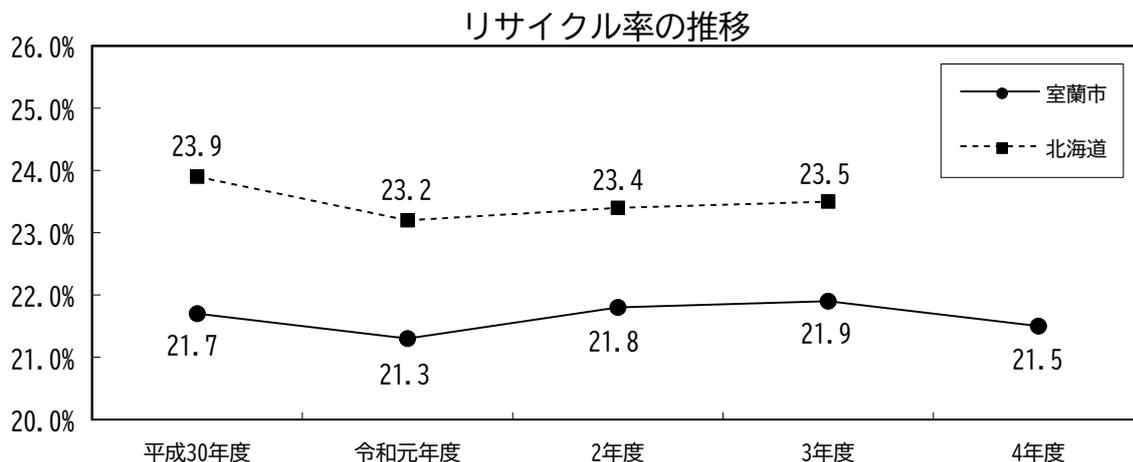
8. リサイクル推進事業

(1) リサイクル率

(単位：%)

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
室蘭市	21.7	21.3	21.8	21.9	21.5
北海道	23.9	23.2	23.4	23.5	未発表

※リサイクル率=(総資源化量)/(総排出量+集団回収量等) …詳細は「4. ごみ処理フロー」を参照



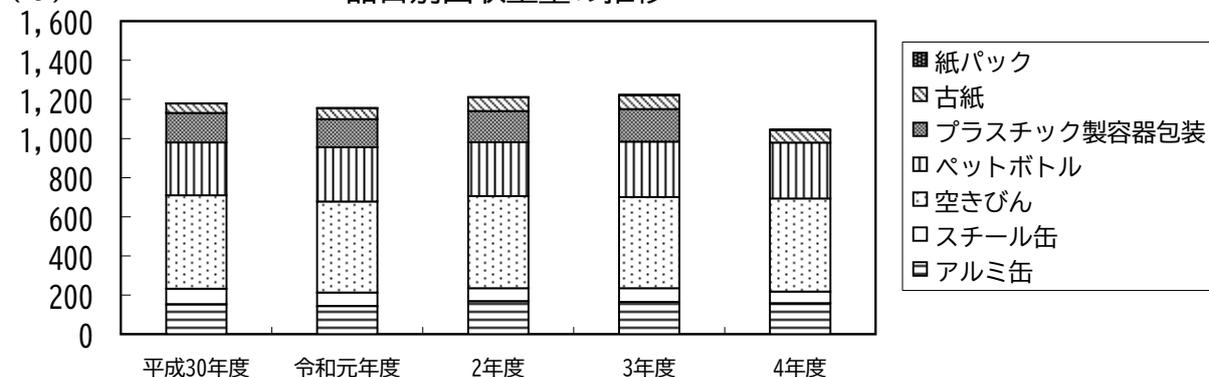
(2) 市による資源収集

【回収重量】

(単位：t)

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アルミ缶	153	144	168	165	158
スチール缶	80	69	67	70	60
空きびん	477	465	471	466	476
ペットボトル	270	278	275	283	285
プラスチック製容器包装	151	143	160	167	167
古紙	48	56	70	71	65
紙パック	1	1	1	1	1
計	1,180	1,156	1,212	1,223	1,045

(t) 品目別回収重量の推移



(3) 集団回収による資源回収

ア. 資源回収団体

【資源回収団体奨励金】

市ではリサイクルを推進するため、資源の回収を行う団体に対し、回収実績に応じて年2回奨励金を交付しています。(登録制)

- 奨励金の対象品目 : 紙類、金属類、びん類、布類などの有価物として再利用できるもの
- 奨励金額等の推移
 - ・平成10年9月まで : 奨励物品を支給
 - ・平成10年10月～ : 1kgあたり2円の奨励金
 - ・平成12年 4月～ : 1kgあたり2円の奨励金と年2,000円の通信費
 - ・平成16年 4月～ : 1kgあたり1.8円の奨励金と年1,800円の通信費

【回収重量と奨励金額】

区分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
登録団体	町内会・自治会	89	90	90	89	89
	女性部	5	5	5	5	4
	老人クラブ	5	4	4	4	4
	各種団体	43	43	44	45	44
	学校・PTA	12	12	9	9	10
	計	154	154	152	152	151
回収重量 (t)	古紙	3,188	3,108	3,002	2,979	2,804
	生きびん	12	10	8	7	6
	その他	5	4	2	3	3
	計	3,205	3,122	3,012	2,989	2,813
奨励金額 (千円)		6,028	5,881	5,682	5,625	5,318

イ. 資源回収業者

【資源回収業者奨励金】

市ではリサイクルを推進するため、資源回収団体が集めた資源物を引き取る資源回収業者に対し、古紙(紙類)の引き取り実績に応じて年1回奨励金を交付しています。(登録制)

- 奨励金の対象品目: 紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック等)
- 奨励金額の推移
 - ・平成12年4月～ : 1kgあたり1円
 - ・平成14年4月～ : 1kgあたり3円
 - ・平成16年4月～ : 1kgあたり2.7円
 - ・平成20年4月～ : 1kgあたり2.4円

【古紙引取重量と奨励金額】

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
対象業者数	11	11	11	11	10
古紙引取重量 (t)	3,188	3,108	3,002	2,979	2,804
奨励金額 (千円)	7,651	7,459	7,204	7,150	6,729

(4) 使用済小型家電回収

市では「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以降、「小型家電リサイクル法」)に基づき、使用済みとなった小型家電の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に、平成26年5月より家庭で使用済みとなった小型家電の無料回収を開始。令和2年12月にはリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、宅配便による回収を開始しました。回収した小型家電は、再生事業者が金属等を回収し、新たな製品へと再利用されています。

○回収対象品：電気や電池で作動する電子・電気機器で、家庭で使用しなくなったもの
(小型家電リサイクル法で指定する品目)

○回収方法

(1) 下記施設に設置する回収ボックスに市民が直接持込(投入)

- ・室蘭市役所本庁舎 ・道の駅みたら室蘭 ・室蘭市市民会館 ・中小企業センター
- ・FKホールディングス生涯学習センターきらん ・サンライフ
- ・白鳥台ショッピングセンターハック ・室蘭工業大学生協パレット
- ・室蘭市清掃事業所(大型かご)

(2) 宅配便による回収

インターネット等でリネットジャパンに申込み ※パソコンを含むと無料

ア. 回収ボックス

<回収重量>

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
回収重量 (kg)	42,530	45,160	54,397	49,462	50,939

<金属等回収量>

種類	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
鉄 (kg)	13,470	15,096	35,780	22,088	26,963
アルミ (kg)	1,123	0	5,787	2,342	2,510
銅 (kg)	396	347	474	64	214
プラスチック (kg)	8,702	6,524	35,821	5,605	11,832
金 (g)	70	42	1,000	150	168
銀 (g)	1,488	463	10,298	1,624	1,992
パラジウム (g)	15	12	81	14	32

※金属等回収量の合計と回収重量は一致しない

イ. 宅配便による回収

区分	令和2年度	3年度	4年度
回収件数 (件)	52	161	184
回収台数 (台)	82	232	301
パソコン	77	190	248
携帯電話	5	42	53
回収重量 (kg)	490.8	1,442.1	1,949.2
パソコン	344.9	853.3	1,109.9
携帯電話	0.5	4.9	5.9
その他	145.4	583.9	833.4

※令和2年12月から回収

9. 動物死骸・乾電池処理、不法投棄の状況

(1) 動物死骸処理状況

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
動物死骸 (件)	341	312	327	277	303

※主な回収物：猫、カラス、カモメ、鹿など

(2) 乾電池処理状況

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
乾電池 (kg)	7,750	1,282	22,140	25,330	26,300

(3) 不法投棄の状況

【市の対応】

- ・環境課の職員が、ごみステーションを含む市内全域の監視パトロールや住民からの通報を元に調査・指導を行っている。
- ・不法投棄の多い場所への警告看板の設置、警告シールの貼付、報道依頼及び広報紙などによる啓発活動を行っている。
- ・特に悪質な不法投棄については、胆振総合振興局や警察署へ捜査依頼を行っている。

【不法投棄件数等】

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
不法投棄件数 (件)	68	63	55	34	28	
ステーション (件)	28	13	9	2	3	
その他 (件)	40	50	46	32	25	
廃タイヤ (本)	98	264	255	289	99	
廃バッテリー (個)	0	0	0	0	0	
消火器 (本)	19	17	22	30	42	
LPガスボンベ (本)	0	0	0	0	0	
廃家電	テレビ (台)	34	32	55	44	47
	冷蔵庫 (台)	7	5	5	1	3
	洗濯機 (台)	14	2	1	2	6
	エアコン (台)	0	0	0	2	0
その他ごみ回収量 (t)	12	8	6	7	6	
廃タイヤ・消火器・廃家電等処分費	約39万円	約39万円	約48万円	約36万円	約37万円	

10. し尿及び浄化槽汚泥処理実績等

(1) 世帯数及び人口

区 分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
処理区域世帯数 (①+②+③)	45,556	45,208	44,878	44,280	43,803
①し尿くみ取り世帯数	1,497	1,449	1,426	1,336	1,262
②公共下水道世帯数	43,191	42,882	42,545	42,083	41,729
③浄化槽世帯数	868	877	907	861	812
処理区域人口 (①+②)	83,534	82,167	80,762	79,090	77,472
①し尿くみ取り人口	2,392	2,285	2,216	2,082	1,944
②水洗化人口(A+B)	81,142	79,882	78,546	77,008	75,528
A公共下水道人口	79,431	78,239	76,844	75,428	74,062
B浄化槽人口(イ+ロ)	1,711	1,643	1,702	1,580	1,466
イ合併処理浄化槽人口	165	164	164	155	143
ロ単独浄化槽人口	1,546	1,479	1,538	1,425	1,323

(2) し尿及び浄化槽汚泥収集状況

(単位：kℓ)

区 分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
し尿くみ取り (委託業者)	3,076	2,951	2,958	2,746	2,645
浄化槽汚泥 (許可業者)	4,180	4,234	3,856	3,530	3,677
計	7,256	7,185	6,814	6,276	6,322

1 1 . 部門別原価計算表

(1) ごみ収集・処理関係部門

区 分	原 価	備 考
総原価	1,219,598 千円	家庭系 733,797千円、[事業系 485,801千円]
収集総原価	185,495 千円	家庭系 179,155千円、[事業系 6,340千円]
直 営	4,686 千円	[事業系 4,686千円]
委 託	180,809 千円	家庭系 13,435 t /13,559 t *180,809千円=179,155千円、 [事業系 1,654千円]
処理総原価	1,034,103 千円	家庭系 554,642千円、[事業系 479,461千円]
焼却施設	1,001,014 千円	家庭系 15,502 t /28,101 t *1,001,014千円=552,212千円、 [事業系 448,802千円]
最終処分場	33,089 千円	家庭系 81 t /1,103 t *33,089千円=2,430千円、 [事業系 30,659千円]
トン当たり原価		
収集	13,679 円	(4,686千円+180,809千円) / (2 t +13,559 t)
直 営	2,343,000 円	4,686千円/2 t
委 託	13,335 円	180,809千円/13,559 t
焼却施設	35,622 円	1,001,014千円/28,101 t
最終処分場	29,999 円	33,089千円/1,103 t
家庭系		
1世帯当たり年間経費	16,752 円	
収集経費	4,090 円	179,155千円/43,803世帯
中間処理(焼却)経費	12,607 円	552,212千円/43,803世帯
最終処分経費	55 円	2,430千円/43,803世帯
1人当たり年間経費	9,472 円	
収集経費	2,313 円	179,155千円/77,472人
中間処理(焼却)経費	7,128 円	552,212千円/77,472人
最終処分経費	31 円	2,430千円/77,472人

収集対象世帯	43,803世帯
収集対象人口	77,472人
家庭系収集量	13,435t
家庭系総排出量	15,583t
家庭系1日当たり排出量	42.7 t (15,583t/365日)
家庭系1人当たり年間排出量	201.1kg (15,583t/77,472人)
家庭系1人当たり1日排出量	551.1g (15,583t/77,472人/365日)
手数料収入(指定袋及びごみ処理券)	259,602千円

(2) リサイクル部門

ア ビン・缶・ペットボトル・危険ごみ

区 分	原 価	備 考
総原価	82,050 千円	
収集総原価	75,536 千円	
処理総原価	6,514 千円	
1t当たり原価	83,810 円	
収 集	77,156 円	75,536千円/979t
処 理	6,654 円	6,514千円/979t
1世帯当たり年間経費	1,873 円	
収 集 経 費	1,724 円	75,536千円/43,803世帯
処 理 経 費	149 円	6,514千円/43,803世帯
1人当たり年間経費	1,059 円	
収 集 経 費	975 円	75,536千円/77,472人
処 理 経 費	84 円	6,514千円/77,472人

収集対象世帯	43,803 世帯
収集対象人口	77,472 人
年間収集量	979 t
1人当たり年間排出量	12.6 kg (979 t /77,472人)
1人当たり1日排出量	34.6 g (979 t /77,472人/365日)

イ 使用済小型家電

区 分	原 価	備 考
総原価	6,015 千円	
収集総原価	3,257 千円	
処理総原価	2,758 千円	
1t当たり原価	117,941 円	
収 集	63,863 円	3,257千円/51t
処 理	54,078 円	2,758千円/51t
1世帯当たり年間経費	137 円	
収 集 経 費	74 円	3,257千円/43,803世帯
処 理 経 費	63 円	2,758千円/43,803世帯
1人当たり年間経費	78 円	
収 集 経 費	42 円	3,257千円/77,472人
処 理 経 費	36 円	2,758千円/77,472人

収集対象世帯	43,803 世帯
収集対象人口	77,472 人
年間収集量	51 t
1人当たり年間排出量	0.7 kg (51 t /77,472人)
1人当たり1日排出量	1.8 g (51 t /77,472人/365日)

(3) し尿・浄化槽汚泥前処理関係部門

区 分	原 価	備 考
総原価	106,768 千円	
収集総原価	64,857 千円	
前処理総原価	41,911 千円	し尿 17,535千円 浄化槽 24,376千円
kℓ当たり原価	31,150 円	
収 集	24,521 円	64,857千円/2,645kℓ
前 処 理	6,629 円	41,911千円/6,322kℓ (委託 2,645kℓ、許可 3,677kℓ)
し尿 (くみ取り世帯)		
1世帯当たり年間経費	65,287 円	
収 集 経 費	51,392 円	64,857千円/1,262世帯
前 処 理 経 費	13,895 円	し尿 17,535千円/1,262世帯
1人当たり年間経費	42,383 円	
収 集 経 費	33,363 円	64,857千円/1,944人
前 処 理 経 費	9,020 円	し尿 17,535千円/1,944人

し尿収集対象世帯 1,262 世帯

し尿収集対象人口 1,944 人 (1世帯当たり1.54人)

し尿年間収集量 2,645 kℓ

1人当たり年間排出量 1,361 ℓ (2,645kℓ/1,944人)

1人当たり1日排出量 3.7 ℓ (2,645kℓ/1,944人/365日)

1日当たり排出量 7.2 kℓ (2,645kℓ/365日)

年間処理量 6,322 kℓ (し尿 2,645kℓ、浄化槽汚泥 3,647kℓ、水洗化切替 30kℓ)

1日当たり処理量 17.3 kℓ (6,322kℓ/365日)

手数料収入 20,942 千円 (し尿 17,891千円、浄化槽汚泥 3,051千円)

12. 広報・普及活動

○ 広報むろらんによる普及啓発

ごみ処理・リサイクル事業の見直し（ごみ処理手数料の改定や収集地区再編に伴う指定ごみ袋・ごみ収集日の変更）、ごみの減量（食品ロス削減ほか）及び適正分別啓発、不法投棄未然防止 など

○ 収集カレンダーの全戸配布

翌年度の家庭系ごみ収集カレンダーを広報むろらん3月号に折り込み

○ ボランティア清掃支援

地域の清掃活動を行う町内会・自治会等に対し公用ごみ袋を配布

○ 清掃活動者及びリサイクル活動者の表彰

地域で自主的に清掃・リサイクル活動を続け、環境保全・環境美化の向上に多大な貢献をしたと認められる個人又は団体に対し感謝と業績を讃える（室蘭市リサイクル協働市民協議会と共催）

・市長感謝状（個人22名）

・会長感謝状（個人23名）

○ 不法投棄防止の取り組み

・不法投棄に関する情報提供を目的として、西いぶり定住自立圏構成市町（室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町）と民間事業者との間で覚書きを締結（平成23年6月）

・西いぶり定住自立圏において、6月に民間事業者等と、10月に民間団体等と連携して圏内一斉に合同不法投棄パトロールを実施

・室蘭市リサイクル協働市民協議会と合同で、8月に室蘭市環境美化促進モデル地区の祝津地区で啓発を実施

・不法投棄多発地帯への監視カメラ設置による予防措置を実施（7月～9月）

○ レジ袋削減に向けた取り組み

・平成20年7月に室蘭市・登別市・伊達市と三市の消費者協会が、三市内で量販店を展開する事業者9社とレジ袋の削減に関する協定を締結

○ 家電リサイクルの推進

室蘭市・登別市・伊達市の三市と販売店などの連携・協力により、室蘭・登別・伊達三市家電リサイクル推進連絡会を設置し、家電リサイクル法対象機器の適正処理を推進し、不法投棄の未然防止を図る

○ 食品ロスの削減に向けた取り組み

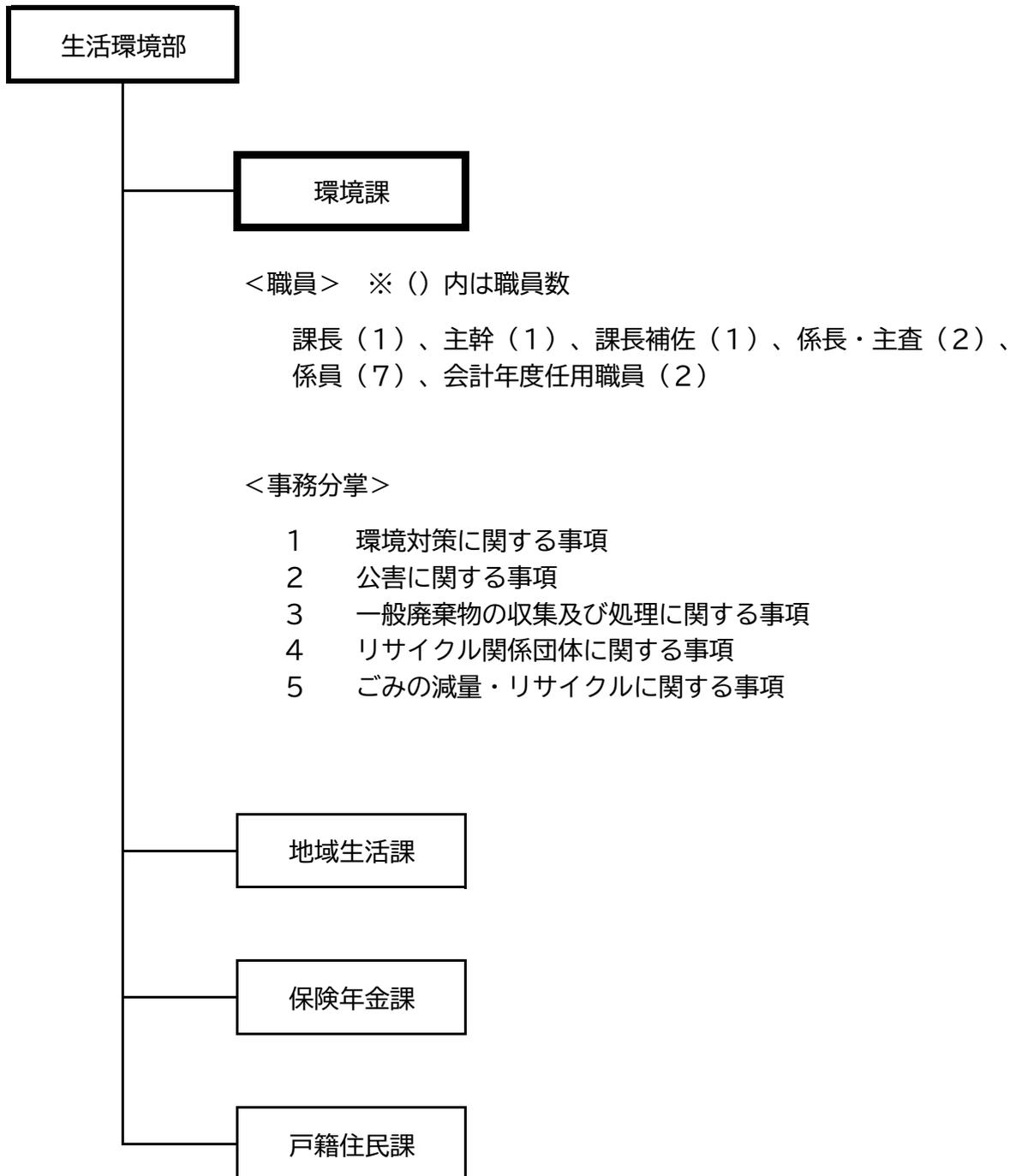
・「おいしい食べ物を適量で残さず食べ切る運動」の趣旨に賛同し、食品ロスを削減する取り組みを行う「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加

・年末年始および歓送迎会シーズンに食べ切りの実践についてホームページや地域コミュニティ放送にて実施

・市内公共施設などにおいてフードドライブを実施し、提供いただいた689点（約191kg）の食料品を室蘭市社会福祉協議会へ寄附

13. 事務分担

○ 機構及び主な業務内容（令和5年4月1日現在）



清掃事業の歴史

年	月	ごみ関係	し尿関係	他	内容		
明治	33	3		●	「汚物掃除法」制定公布		
		4		●	「汚物掃除法」施行		
		7		●	町村制施行に伴い室蘭町誕生（人口5,461人）		
大正	4	2	●		くみ取の町営化		
		11	8	●		室蘭に市制しかれる（人口52,518人）	
昭和	5	5	●		「汚物掃除法」の一部改正により、し尿の収集・処分は市の義務となる		
			●		中浜に、し尿投棄用のコンクリート製桶を設置し海中投棄を行う		
	21	6	●		●	ごみ処理が市直営事業に（家庭系・事業系ごみ有料化）	
			●		●	くみ取が市直営事業になる	
			●		●	民生課に清掃係を新設	
			●		●	「室蘭市汚物処理手数料条例」制定	
	23	5		●		衛生課清掃係に機構改革	
				●		●	祝津町外6町の山手にし尿貯溜槽を新設し、農村還元を図る
	25	5		●		●	中浜し尿海中投棄の影響による水質試験を実施
				●		●	衛生課環境衛生係に機構改正
	26	10	●			自然通風式ごみ焼却炉（日量8 t）を母恋南町に新設	
				●		●	し尿吸引車採用
	29	4			●	「清掃法」制定公布	
					●	「清掃法」施行（「汚物掃除法」廃止）	
			●			●	ごみ焼却炉（日量10 t）を東町に建設
	31	1		●		し尿消化槽（日量54kℓ）を東町に建設	
				●		●	し尿消化槽建設工事完了。全市のし尿を化学的に処理
	32	6			●	「室蘭市清掃条例」を制定し、「室蘭市汚物処理手数料条例」を廃止	
				●		●	衛生課清掃係（ごみ処理関係）、浄化係（し尿処理関係）の2係に機構改正
	33	4	●			市内繁華街を対象に大型ごみ箱を廃止し、小型ごみ箱による毎日収集に切り替える	
	34	8		●		し尿消化槽（日量54kℓ）を東町に増設	
	35	3		●		し尿消化槽増設工事完了	
			●			母恋ごみ焼却場を解体、新富町の埋立処分場の使用開始、他の処分地はすべて廃止	
			●		●	衛生部清掃課を新設。清掃係・浄化係のほか東町処理場係を増設	
36	5	●			高台周辺のごみ処理対策のため、ドラム缶改造簡易焼却炉を支給。可燃物の焼却を奨励		
37	10	●			寿町し尿処理場隣接地にごみ焼却炉（日量100 t）を着工		
				●	●	舟見町に蘭西作業員詰所と車庫建設	
38	5			●	機構改革により清掃部新設。清掃課（清掃係・浄化係）と施設課（東町処理場・ごみ焼却炉）の2課4係となる		
		●			●	収集運搬車に圧縮押込式パッカー車採用	
		●			●	可燃物・不燃物の分別収集を採用	
		●			●	寿町に塵芥焼却場完成（日量100 t / 8時間稼働）	
39	1	●			繁華街の日曜日早朝ごみ収集廃止		

年	月	ごみ 関係	し尿 関係	他	内容
昭和	39	3		●	蘭東作業員詰所と車庫完成
		7	●		ごみ収集作業形態を蘭西・蘭東のブロック別にし、全市を週2回以上のごみ収集とした
40	4	●			公害防止のためドラム缶簡易焼却炉の支給を中止
				●	機構改革により清掃部を廃止。清掃課・施設課は市民部の所管となる
	8		●	第14回北海道公衆衛生大会を本市で開催	
	10		●	東町第2処理場（日量150kℓ）の建設着工	
41	6			●	清掃課に庶務係・経理係・蘭西清掃事業所・蘭東清掃事業所の4係を新設
	10	●			ごみ埋立処分地として、神代町127番地の民有地を借用
42	3		●		東町第2し尿処理場完成
	4	●			「室蘭市清掃条例」を全面改正し、一般家庭用ごみ手数料を無料とした。日曜・祝日及び休日のごみ収集を中止
	6		●		舟見町蘭西清掃事業所隣接地に、し尿中継用貯溜槽（25kℓ）を設置
	7		●		明治後期からの、舟見町でのし尿海中投棄処分場を廃止
43	11	●			失対課において第3種事業の一環として、ごみ収集用紙袋製作（再生紙）を開始
45	4	●			可燃物ごみを紙袋収集に切り替える。家庭用ごみ袋1枚10円で頒布
	12			●	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定公布
46	7	●			粗大ごみの収集を実施
	9			●	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行（「清掃法」廃止）
47	4			●	「室蘭市清掃条例」を廃止し、「室蘭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行
	12	●			焼却場3・4号炉改修工事着工
48	4			●	機構改革により清掃課を清掃管理課（庶務係）、清掃事業課（蘭西清掃事業所・蘭東清掃事業所）、清掃施設課（じん芥焼却場・し尿処理場）の3課5係となる
	9			●	昭和48年度北海道公衆衛生大学を開催
49	3	●			焼却場改修工事完了し、処理能力150 t / 日となる
		●			ごみ埋立地として神代町124番地の民有地借用
	4			●	清掃事業課に清掃事業係新設
	7	●			家庭用ごみ袋1枚20円に改定
	8	●			粗大ごみ収集用トラック（7t）を購入
	10	●			廃棄物圧縮処理場（処理能力25 t / 5H）を御崎町1丁目75番地7に着工
50	6		●		室蘭地域公害防止計画に基づき、東町第2処理場の改修整備について、54年度まで総額5億800万円の5カ年事業を着工
				●	機構改革により清掃事業課を廃止。清掃管理課に管理指導・料金係、清掃第一課に業務係（ごみ収集）、清掃第二課に業務係（し尿収集）、清掃施設課に施設第一係（ごみ焼却場）、施設第二係（し尿収集）を設ける
51	6	●			廃棄物圧縮処理場竣工
	7	●			圧縮梱包生成ブロックの埋立用地として、石川町の民有地を借用し、3カ年計画で傾斜牧草地を平坦用地に造成着工
	10			●	「室蘭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し、くみ取手数料を改定
				●	機構改革により生活環境部に清掃事業所を新設。清掃事業所に清掃管理課（施設課を統合）、庶務係・施設第一係（ごみ処理）、施設第二係（し尿処理）、清掃第一課・業務係（ごみ収集）、清掃第二課・業務係（し尿収集）の3課5係を設ける
52	1	●		新富町ごみ埋立処分場を埋立完了により廃止	

年	月	ごみ 関係	し尿 関係	他	内容
昭和	52	4	●		東町第2処理場脱臭装置保守管理業務を委託
		10	●		ごみ埋立処分場として神代町の民有地を借用
53	9	1	●		蘭西地区（絵鞆町～入江町までの19町）のし尿収集運搬業務を、協業組合室蘭清掃管理センターへ委託
		9	●		新設のごみ焼却施設の機種を流動床方式に決定
		●		御崎清掃工場の新設にあたり、御崎町会及び端之江町会で9月28日から10月31日まで11回にわたり住民説明会を開催	
		11	●		圧縮式（プレスパッカー）のごみ収集車を購入
		12	●		御崎清掃工場（処理能力60t/24H×2基）を御崎町1丁目75番地の8に着工
		54	2	●	
4	●			粗大ごみの収集を、従来の指定場所方式から電話による個人申込制に変更	
7			●	機構改革により清掃部が新設され清掃事業所を廃止	
11	●			粗大ごみ及び不法投棄ごみの収集効率化のため、クレーン付ダンプ車購入	
12	●			御崎清掃工場運転業務の一部を委託	
55	3	●			御崎清掃工場竣工
			●		東町第2処理場の5カ年整備事業完了
				●	「室蘭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し、ごみ手数料（事業系、随時制）・くみ取手数料・し尿浄化槽汚泥処分手数料を改定。ごみ処分手数料（事業系）を新設し、し尿浄化槽清掃手数料を廃止
		4		●	同上処理場脱色装置保守管理業務を委託
56	3			●	「室蘭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し、ごみ手数料（事業系、定額制）を開設（4月1日施行）
		4		●	機構改革により清掃部が廃止され、環境衛生部の中に清掃管理課（管理係・施設第一係・施設第二係）、清掃作業課（東事業所・西事業所）を設ける
		10	●		「空き缶ゼロの日」第一回一斉回収実施
57	4	●			カラス対策としてカラスコールのテープ等購入。捕獲檻作製
		6	●		御崎清掃工場の焼却灰を利用し、市道の道路舗装を試験的に施工
		11		●	東町第2処理場の整備工事開始（処理能力152kℓ/日、58年3月完成）
58	1		●		清掃作業課、西事業所のし尿収集部門を東事業所へ統合
		4	●		完全分別収集の実施に伴い、神代町埋立処分場の第二処分地を不燃物ごみの受入処分地として使用開始
59	4	●			使用済乾電池の分別収集を開始
		9	●		神代最終処分場のA地域全域とB地域の一部を覆土で整地完了
		10		●	第一し尿処理場を休止
60	1		●		し尿収集運搬の委託地区を32町に拡大
		4	●		住民指導員を4名配置し、住民指導体制を充実
61	3	●			塵芥焼却場を廃止
			●		第一し尿処理場を廃止し、第二し尿処理場を室蘭市し尿処理場とする
	4		●	「室蘭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し、事業系ごみ手数料を5段階から6段階制とし、少量排出の区分を新設	
	5	●		カラス対策として神代最終処分場に捕獲檻（土別式）作製	
62	4	●			ごみ手数料事務の電算処理開始
				●	道から浄化槽事務を委譲される

年	月	ごみ 関係	し尿 関係	他	内容	
昭和	62	5	●		コンポストモニター制度を開始	
		11		●	し尿の下水道投入試験を開始	
		12		●	し尿収集運搬の委託を拡大	
	63	2			●	ごみ減量化基礎調査開始（第一次）
		4			●	機構改革により清掃管理課・清掃作業課が清掃課に改まる
		6			●	ごみ減量化基礎調査開始（第二次、～10月）
平成	元	4			●	生ごみ堆肥化容器購入助成金制度開始
		2	3	●		廃棄物圧縮処理場解体工事
	3	4		●		し尿収集運搬業務を完全委託
				●		し尿収集業務の電算処理開始
					●	資源集団回収推進登録制度導入
	3	3	●			塵芥焼却場煙突解体工事
					●	清掃事業所を御崎町に建設
		4			●	機構改革により清掃課と清掃事業所を分離
		7	●			牛乳パックの直営回収開始
					●	機構改革により環境室を設置し、清掃課に減量化対策係を新設
		8	●			塵灰焼却場管理事務所解体工事
					●	清掃モデル地区指定開始（3町会）
	10			●	「再生資源の利用の促進に関する法律」施行	
	11	●			御崎清掃工場に前処理破砕機設置	
	4	7	●		塵芥焼却場投入上屋解体工事	
	5	4	●			ごみの重複収集解消計画開始（家庭系ごみ収集一部地域委託）
			●			蜂駆除業務委託（直営もあり）
					●	機構改革により減量化対策係が清掃課から清掃事業所に移る
		8	●			ごみの分別排出及び収集日の徹底を図るため指導シールを作成（ごみ袋に貼付しての指導実施）
		10			●	環境保全部会設置（廃棄物行政を広域的に検討するため設置）
		11			●	「環境基本法」制定（「公害対策基本法」及び「自然環境保全法」廃止）
	12			●	「室蘭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全部を改正	
	6	3	●			塵芥焼却場解体
		4			●	「室蘭市廃棄物の減量及び処理に関する条例」施行（4月1日）
					●	「室蘭市清掃施設設置条例」廃止
		7	●			塵芥焼却場跡地整備工事
		11	●			室蘭市神代最終処分場使用開始（11月1日）
	7	1			●	「室蘭市廃棄物減量等推進審議会」発足
		4	●			ごみ手数料事務の電算処理開始
		6			●	「容器包装に係る分別収集及び再生品化の促進等に関する法律」制定公布
7		●			高齢者対策事業として「独居老人・要介護老人家庭」の粗大ごみ戸別収集開始（家庭系ごみ収集委託を重複収集地域以外にも拡大）	
12				●	廃棄物処理手数料料金改定	
8		3			●	北海道地区廃家電品適正処理協力協議会からフロン回収車の無償供与
	4	●			カラス駆除業務委託（直営もあり）	
	9	2	●		シンポジウム「いま、ごみを考える」開催（講師：松田美夜子）	

年	月	ごみ 関係	し尿 関係	他	内容
平成	9	4	●		事業系ごみ収集を直営から許可業者へ全面移行（家庭系ごみ収集委託を重複収集地域以外にも拡大）
			●		ごみ収集車両減車（18台→15台）
			●		し尿処理場運転管理業務の一部業務を委託
			●		し尿収集車両減車（8台→7台）
			●		し尿処理場前処理施設運転管理業務を委託
			●		し尿収集の申込制を定期収集に切替え
				●	室蘭・登別・伊達市廃棄物処理施設の相互使用に関する覚書の締結
				●	機構改革により、環境室が清掃管理課、清掃事業所、環境対策課、リサイクル推進課の4課体制になる
	10	●		びん・缶の分別収集開始	
	11		●	西胆振地域廃棄物広域処理検討会議設立（8市町村⇒平成10年10月白老町加入）	
	12		●	「室蘭市廃棄物の減量及び処理に関する条例」全文改正	
	10	4		●	「室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例」施行
		7	●		冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコンの家電4品目を排出禁止物に指定。最終処分場での受入れを取止め。
		8		●	第47回北海道公衆衛生大会を文化センターで開催
10		●		家庭系ごみ有料化実施（指定ごみ袋等保管配送業務を委託。また、指定ごみ袋等の販売を取扱店に委託）	
		●		いわゆる粗大ごみは不燃ごみとして収集へ	
		●	し尿収集電算処理及びし尿くみ取券配送を業務委託		
11	4		●	し尿くみ取券等回収を業務委託。し尿電算用パソコンを更新	
			●	西胆振地域廃棄物広域処理推進協議会設立→9市町村	
	7	●		ペットボトルの分別収集開始	
			●	機構改革により清掃管理課が廃棄物対策課に変更	
12	3		●	西いぶり廃棄物処理広域連合設立許可（7市町村）	
	4	●		し尿収集車両減車（7台→6台）	
		●		し尿処理場運転管理業務を全面委託	
			●	容器包装リサイクル法完全施行	
	7		●	西いぶり廃棄物処理広域連合臨時議会（第1回）	
			●	広域廃棄物施設建設基本合意	
	9		●	第1回西いぶり廃棄物処理広域連合議会定例会	
	10	●		広域廃棄物施設の機種が日鋼グループのキルン式に決定	
11		●	広域廃棄物処理施設建設最終合意		
13	1		●	循環型社会形成推進基本法施行	
	4	●		カラス駆除業務完全委託	
			●	し尿収集車両減車（6台→5台）	
			●	家電リサイクル法・グリーン購入法施行	
			●	資源有効利用促進法（改正法）施行	
	5		●	食品リサイクル法施行	
			●	広域廃棄物処理施設安全祈願祭	
	7		●	室蘭市生活排水基本計画策定（生活排水処理率99.8%に引き上げ）	
12	●		肉骨粉試験焼却（1.5 t）		
14	2	●		肉骨粉本格焼却（44.55 t）	

年	月	ごみ 関係	し尿 関係	他	内容	
平成	14	●			家庭系ごみ収集全面民間委託	
					独居老人等宅のごみを玄関先で集める「高齢者・坂道対策収集」開始	
				●	合併処理浄化槽設置整備補助及び資金貸付制度開始	
			6	●		肉骨粉本格焼却 (115.16 t)
			7		●	広域連合余熱利用施設着工 (29日)
			8		●	広域連合リサイクルプラザ着工 (9日)
				●	広域処理施設等愛称決定 ⇒ 総称：エコロパ西いぶり、焼却施設：メルトタワー21、余熱利用施設：げんき館ペトル	
			11		●	広域廃棄物処理施設火入式(1日)、試運転(26日)
		12	●		御崎清掃工場廃止(12/1廃止)	
			●	広域廃棄物処理施設ごみ受入れ開始(1日)		
		15			●	西胆振地域廃棄物広域処理施設竣工 (31日)
			4	●		神代最終処分場を西いぶり廃棄物処理広域連合に承継
			7		●	し尿前処理施設実施設計 (16年2月まで)
				●	機構改革により環境室廃止。廃棄物対策課とリサイクル推進課が統合され、リサイクル清掃課に (清掃事業係とリサイクル係の2係体制)	
		12		●	余熱利用施設 (げんき館ペトル) 及びリサイクルプラザオープン	
		16		●		し尿収集車両減車 (5台→4台)
					●	清掃事業係とリサイクル係の2係廃止。主査制
			7		●	し尿前処理施設新築建築 (電気設備、換気設備含む) 工事着工
			10	●		旧御崎清掃工場解体に係るダイオキシン類事前調査
		17	●			パソコンを排出禁止物に指定。処分場での受入れを取止め
				●	自動車リサイクル法完全施行	
	3		●		廃棄物再生利用施設整備等事業 (旧御崎清掃工場解体工事) 着工	
	6			●	し尿前処理施設新築機械設備工事着工	
	12		●		旧御崎清掃工場解体工事完了	
	18		●		し尿前処理施設竣工	
		2		●	し尿前処理施設 (M I C S) 供用開始	
		3	●		室蘭市ストックヤード竣工	
			●	し尿処理場休止(3/31休止)		
		4	●		蜂駆除業務完全委託	
		7		●	室蘭市一般廃棄物処理基本計画見直し	
		10	●		プラスチック製容器包装の分別収集開始	
	19			●	室蘭市生活排水基本計画見直し	
	22			●	廃棄物処理に係る相互支援協定締結 (3市4町1広域連合)	
		4		●	リサイクル清掃課と環境対策課が環境課に統合	
		10		●	西いぶり定住自立圏発足 (室蘭市⇄登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町及び洞爺湖町)	
	23	●			東北地方太平洋沖地震に伴う災害廃棄物処理事業 (ホタテ養殖施設残骸等陸上運搬作業)	
		4	●		蜂の巣駆除業務を地域生活課に移管	
		10		●	し尿処理場残留汚泥引抜開始	
	24		●		し尿処理場残留汚泥引抜完了	
	25		●		し尿処理場解体工事完了	
		4		●	し尿収集車両減車 (4台→3台)	

年	月	ごみ 関係	し尿 関係	他	内容
平成	25	4		●	小型家電リサイクル法施行
	26	5	●		使用済小型家電の無料回収開始
	28	3		●	室蘭市一般廃棄物処理基本計画策定
		10	●		全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加。食品ロス削減に向けた啓発を実施
	30	4	●		ペットボトルの分別方法を変更（キャップとラベルを外す）
		11	●		食品ロス実態調査実施（環境省支援事業）
	31	4		●	「室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会」を設置
令和	元	7		●	環境課執務室を御崎町の清掃事業所から幸町の本庁舎へ移転
		10		●	食品ロスの削減の推進に関する法律施行
	2	12		●	リネットジャパンリサイクル(株)と連携・協力に関する協定を締結し、使用済小型家電の宅配便による回収を開始
	3	3		●	室蘭市一般廃棄物処理基本計画中間見直し
		4	●		危険ごみ（スプレー缶類、ライター類、電池類）の分別収集開始
		10		●	「室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例」一部を改正
	4	3	●		プラスチック製容器包装の分別収集廃止
			●		広域連合新中間処理施設着工（1日）
		4	●		ごみ処理手数料改定（1㊦あたり2円→3円）
			●		収集地区再編
			●		燃やせるごみの祝日収集を廃止（ハッピーマンデーを除く）
			●		資源ごみの収集を月2回から隔週に変更
				●	ごみステーションの設置、清潔保持等に関する要綱施行
	5		●	生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入助成金制度開始	
	12			●	室蘭市一般廃棄物処理基本計画に食品ロス削減推進計画編入

有料化関係

年	月	内容	
平成	8	4 室蘭市行政改革推進委員会から「家庭系ごみ収集の新たな負担のあり方」について答申	
		5 室蘭市廃棄物減量等推進審議会へ「家庭系ごみ処理費用の負担のあり方」について諮問	
		11 室蘭市廃棄物減量等推進審議会から「家庭系ごみ処理費用の負担のあり方」についての答申	
	9	2 有料化を考えるシンポジウム開催（参加者約600名）	
		3 「市政方針」において有料化の平成10年度導入を表明	
		4 家庭系ごみ有料化に向けてのリサイクル懇話会（出前方式で町会・自治会に出向いての住民説明会）開催	
	10	3 議会第1回定例会において導入決定（ごみ処理手数料の条例可決） ＜有料制の内容＞ ・従量制を採用 ・指定ごみ袋の使用（可燃・不燃の各々について20、30、40ℓ作製） ・袋に入らないごみはごみ処理券を使用 ・市民になじんでもらうため、30ℓ可燃・不燃用指定ごみ袋各10枚を全世帯に配付する	
		4 環境室に有料化担当を設置	
		5 家庭系ごみ有料化の具体的方法についてのリサイクル懇話会を精力的に開催（町会・自治会・各種団体 185団体、参加者数7,230名、市職員による個別対応1,260名）	
		6 家庭系ごみ有料化に向けて市民説明会（リサイクル懇話会）開始 新聞広告、タウン情報誌・ポスター・広報むらろん・環境室だより・テレビスポット・収集車によるテープ放送等によるPR実施	
		9 指定ごみ袋30ℓ用の可燃・不燃各10枚と保存用パンフレットを全戸配付 公用ごみ袋（清掃活動用）を市内全町会・自治会に配付	
		10 家庭系ごみ有料化実施（ごみ処理手数料設置）	
		11	2 可燃用指定ごみ袋10ℓ作製
		7 環境室の有料化担当廃止	
		14	7 不燃用指定ごみ袋10ℓ作製
		18	9 プラスチック製容器包装用指定ごみ袋（10・20・30ℓ作製）
	10	プラスチック製容器包装分別収集開始（有料）	
	19	7 プラスチック製容器包装用指定ごみ袋（40ℓ作製）	
	30	12 室蘭市行政改革プラン2016に「ごみ処理・リサイクル事業の全体的な見直し」の項目追加	
	31	4 「室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会」を設置	
	令和	2	11 室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会でごみ処理手数料適正化の考え方を説明
3 2 室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会でごみ処理手数料適正化の方針を確認			
4 室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会でもコスト算定結果を説明			
6		6 YouTubeにごみ処理手数料の適正化（案）についての動画を掲載、市ホームページで意見受付（動画視聴回数168回、意見受付件数18件） ごみ処理手数料の適正化（案）に関する市民説明会開催（～7月、5カ所：69名参加）	
		7 室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会でも市民意見を踏まえた適正化（案）を説明	

年	月	内容
令和	3	10 議会第3回定例会においてごみ処理手数料の改定決定 <条例改正等の内容> ・令和4年4月1日から1㍒あたり2円→3円に改定する ・可燃用・不燃用指定ごみ袋の共通化 ・令和4年6月30日までの間、旧指定ごみ袋・旧ごみ処理券をそのまま使用することができる ・令和4年7月1日から令和7年3月31までの間に限り、旧指定ごみ袋・旧ごみ処理券に差額券を貼付して使用することができる
		4 1 地区連合町会（15団体）単位で手数料改定等について説明会等を実施
	4	4 ごみ処理手数料の改定
		指定ごみ袋とごみ処理券の変更

リサイクル関係

年	月	内容	
平成	3	6 減量化部会、リサイクル部会を設置	
	4	3 減量化部会、リサイクル部会から市長へ提言書提出	
		5	ごみ減量化対策推進委員会設置
			清掃モデル地区を新たに6町会指定 無価値物回収団体に空き缶・雑びんの回収開始
	5	7 モデル小学校6校指定。空き缶の回収開始	
		公共施設6カ所に空き缶ポスト設置	
		清掃モデル地区の1町会に指定ごみ袋配付	
	6	2 ごみ減量化対策推進委員会が「ごみ減量・リサイクルに関する提言書」を市長に提出	
	8	4 減量化対策係がリサイクル担当として清掃事業所から環境対策課に移る	
		6 容器包装リサイクル法施行に伴うモデル地区収集開始（輪西地区10町会・自治会）	
		9 容器包装リサイクル法施行に伴う市民説明会「リサイクル懇話会」開始	
	9	4 行政改革により清掃課が清掃管理課に改まり、環境対策課のリサイクル担当がリサイクル推進課に決まる	
		10 容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみとして缶・びんの収集を開始	
	10	10 資源集団回収団体奨励金交付	
	11	3 リサイクル協働市民協議会設立（事務局：リサイクル推進課）	
		7	ペットボトル収集開始
			徹底討論会「考えよう！私たちの環境とくらし」開催（主催：リサイクル協働市民協議会、会場：北海道電力㈱室蘭支店「ふれあホール」）
	9	ごみ問題市民フォーラム「西胆振の廃棄物処理を考える」開催（主催：西胆振地域廃棄物広域処理推進協議会、共催：リサイクル協働市民協議会、会場：蓬峽殿）	
	12	4 資源回収業者奨励金交付	
		8 室蘭環境大学開講	
		12 室蘭環境大学終了式	
	13	5 室蘭環境大学開講	
		6 資源ごみのリサイクル事業について7市町村合同処理を合意	
		8 リサイクルプラザと余熱利用施設建設費（24億5千万円）の市町村負担割合報告	
		9 室蘭環境大学修了式	
	14	6 室蘭環境大学修了生意見交換会	
8 室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会でごみ処理手数料適正化の考え方を説明			
9 室蘭環境大学修了生意見交換会			
10 室蘭環境大学修了生意見交換会			
15	12 リサイクルプラザオープン		
17	9 廃プラスチック等リサイクル施設（ストックヤード）着工		
18	3 廃プラスチック等リサイクル施設（ストックヤード）竣工		
	4 プラスチック製容器包装の分別収集個別説明会を開催（～10月、51地区：1,603名参加）		
	10 プラスチック製容器包装の分別収集を開始		
20	7 レジ袋削減に関する協定書の締結（室蘭市、登別市、伊達市及び三市の消費者協会と三市内で量販店を展開する事業者9社）		
26	5 小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型家電の無料回収開始		

年	月	内容
平成	30	12 室蘭市行政改革プラン2016に「ごみ処理・リサイクル事業の全体的な見直し」の項目追加
	31	4 「室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会」を設置
令和	2	11 室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会でプラスチック製容器包装分別収集事業の見直しに係る要点を説明
		3 4 室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会でプラスチック製容器包装分別収集事業について廃止の方向性を説明
	7 室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会でプラスチック製容器包装分別収集事業の廃止の方針を確認	
	10 議会第3回定例会においてプラスチック製容器包装分別収集廃止を決定 ＜条例改正等の内容＞ ・プラスチック製容器包装分別収集の区分を削除 ・令和4年6月30日までの間、旧指定ごみ袋をそのまま使用することができる ・令和4年7月1日から令和7年3月31日までの間に限り、旧指定ごみ袋に差額券を貼付して使用することができる	
	4	1 地区連合町会（15団体）単位でプラスチック製容器包装分別収集廃止等について説明会等を実施
		3 プラスチック製容器包装の分別収集を終了
		4 資源ごみの収集を月2回から隔週に変更

室蘭市環境シンボルマーク



- ◇ 「ここがきれい」・「まちがきれい」のフレーズ部分は手を表しています。
 - ・恵み豊かな環境を未来へつなぐ手、そんな温かな手が地球を支えます。
- ◇ 汚染されない、きれいな海で“くじらん”が元気に泳いでいます。
 - ・きれいな海を保つためには、まず海の玄関である台所など生活排水の処理やごみの分別・リサイクルを徹底し、海も街も空もきれいに、を実行します。
- ◇ 室蘭市民のここがきれい
 - ・人類を思いやり、人間以外の生物も大切にするための愛と英知を育てます。
 - ・その愛と英知が資源保護や環境保全に、そして地球を思いやる心へとつながります。
 - ・きれいな心を全市民でつないで、その心を子供たちに伝えていきます。
- ◇ 室蘭のまちがきれい
 - ・自分たちの生きているまちの足元からきれいを実行し、室蘭を、日本を、そして地球を、きれいなまま、未来の子供たちに残します。